

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年8月)

8月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処内	内容	違反の条項	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	有限会社大屋重機興業 (法人番号8430002048706) 代表者大屋聖一	北海道千歳市信濃3丁目28番8号		本社営業所	北海道千歳市信濃3丁目28番8号	R5.8.24	一般貨物自動車運送事業の事業停止(30日間)		貨物自動車運送事業法第27条第1項	貨物自動車運送事業法第27条第1項	令和5年1月31日及び令和5年3月23日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)	30	30
2	有限会社北見引越梱包センター (法人番号3460302000533) 代表者西垣内義章	北海道北見市田端町29番地の31		本社営業所	北海道北見市東相内町68番地2	R5.8.24	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他5件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他5件	令和5年3月14日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)特定運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(7)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	3	3
3	富良野通運株式会社 (法人番号9450001006496) 代表者永吉大介	北海道富良野市朝日町13-6		札幌営業所	北海道札幌市東区東雁来4条1丁目76-19	R5.8.24	輸送施設の使用停止(40日車)		貨物自動車運送事業法第25条第2項	貨物自動車運送事業法第25条第2項	令和5年5月23日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)貨物自動車運送事業法行為を行う家用貨物自動車の利用(貨物自動車運送事業法第25条第2項)	4	4
4	北海道北港運輸株式会社 (法人番号3430001044009) 代表者山田圭一	北海道千歳市泉沢1007-92		奈井江営業所	北海道空知郡奈井江町字奈井江776	R5.8.24	輸送施設の使用停止(10日車)		貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号	令和5年5月25日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号)	1	1

